

新渡戸文化短期大学の研究活動に係る不正防止規程

(目的)

第1条 この規程は、新渡戸文化短期大学（以下「本学」という。）において研究活動に関わるすべての者が、研究活動に係る不正および研究費の取扱いに係る不正を防止することで、社会的責任を果たし、研究の信頼性と公正性および自由な研究活動の遂行を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 「研究者等」とは、研究活動を行う本学の教職員および研究費または本学の施設もしくは設備を利用して研究活動を行うすべての者をいう。

2 「研究活動に係る不正行為」とは、次の各号に掲げる行為およびそれらの行為に助力することをいう。

- (1) 試資料等の捏造、すなわち、研究者等が調査や実験等を行わなかった、または調査や実験を行ったが試資料等を取得できなかったにもかかわらず、試資料等を作成すること
- (2) 試資料等の改竄、すなわち、研究者等が行った調査や実験などを通じて得た試資料等を、根拠なく修正または削除すること
- (3) 作為的な行為によって恣意的に取得した試資料等の利用、すなわち、計測・実験機材を操作するなどにより、正当な作業では得られないデータを取得し、または調査方法を恣意的に決定して都合の良いデータを取得すること
- (4) 著作権の侵害、すなわち、出典を明示または明確にしないで、他人の作成したデータや文書を引用し、または要約を作成し、もしくは他人が発表した試資料等を盗用すること
- (5) 試資料の不正取得および利用、すなわち、不正な手段によって外部に持ち出された試資料等を取得または利用すること
- (6) その他の不正行為、すなわち、前各号に掲げるもののほか、不正な手段により試資料等を取得、公表、もしくは伝達すること

3 「研究費」とは、本学が研究者等に交付する研究費および研究者等が学外から獲得した公的研究費等をいう。

4 「研究費の取扱いに係る不正行為」とは、次の各号に掲げる行為およびそれらの行為に助力することをいう。

- (1) 架空の取引により研究費を支出し、業者等に預け金として管理させること
- (2) 虚偽の申請に基づき申請と異なる物品費等に研究費を支出すること
- (3) 虚偽の申請に基づき出張旅費等に研究費を支出すること

- (4) 虚偽の申請に基づき研究補助員等の報酬等に研究費を支出すること
- (5) 法令、本学の規程または当該研究費の使用に係る指針等（以下「法令等」という。）に定められた用途以外の用途に研究費を支出すること

（不正行為の禁止）

第3条 研究者等は、研究活動に係る不正行為および研究費の取扱いに係る不正行為（以下「不正行為」という。）を行ってはならず、また不正行為の防止に努めなければならない。

（研究費の取扱い手続き等）

第4条 本学は、研究費を適切に管理し、研究者等に研究費を支出するときまたは支出した後に、当該支出が適正であるかを確認するものとする。

2 研究費に係る経理処理は、関係部署及び当該研究者等が責任をもって行うものとし、その手続きは次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 本学が研究者等に交付する研究費の場合には、「学校法人新渡戸文化学園経理規程」「学校法人新渡戸文化学園旅費規程」およびこれらに関連する規程等で規定する会計処理に関する手続きに基づくものとする。

(2) 研究者等が学外から獲得した公的研究費等の場合には、当該公的研究費等を管轄する政府機関、独立行政法人、地方公共団体および各種法人等が定める取扱い規程等並びに経理規程、旅費規程およびこれらに関連する規程等で規定する会計処理に関する手続きに基づくものとする。

3 本学は、研究費の獲得または執行に係る書類、研究費に係る研究の成果報告に関する書類、その他研究費に係る文書を必要な期間保管しなければならない。

（倫理委員会）

第5条 研究者等による不正行為の防止に関する事項は、本学倫理委員会（以下「倫理委員会」という。）で取り扱う。

2 倫理委員会については、別に定める。

（審議事項）

第6条 倫理委員会は、研究活動に係る不正行為に関し、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 研究者等の不正行為に係る調査・対応に関する事項
- (2) 学術研究倫理に係る研究者等に対する周知、教育および研修等の実施に関する事項
- (3) その他学術研究倫理に関する事項

(不正行為に関する調査)

第7条 倫理委員会は、次の各号に掲げる場合その他研究者等の不正行為に係る情報を得た場合には、同委員会において予備調査を行った上で、必要に応じて、調査委員会を設置する。

- (1) 通報窓口等を通じて研究者等に不正行為の疑いがある旨の報告を受けた場合
 - (2) 監査その他の方法により研究者等の不正行為に係る情報を得た旨の報告を受けた場合
- 2 倫理委員会は、調査委員会を設置したときは、予備調査の結果を添えて、学長および当該研究者等が所属する部署の長に報告するものとする。
- 3 調査委員会の委員は、次の各号に掲げる者とする。
- (1) 倫理委員会の委員長
 - (2) 倫理委員会の委員長が、本学に属さない有識者のうちから倫理委員会の議を経て指名した者3人
 - (3) 不正行為を行った疑いのある者（以下「調査対象者」という。）の所属部署から選出された者2人
- 4 調査委員会に委員長を置き、倫理委員会の委員長をもって充てる。
- 5 委員長は、調査委員会を代表し、調査委員会の業務を統括する。
- 6 調査委員会に関し必要な事項は、内規で定める。

(調査委員会による調査の実施)

第8条 調査委員会は、不正行為に係る事実の調査を実施し、倫理委員会に対して、原則として、その設置の日から起算して1か月以内に中間報告を行い、遅くとも3か月以内に最終報告を行うこととする。

- 2 調査委員会は、調査対象者、調査対象者が所属する部署およびその関係者に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。この場合において、協力を求められた調査対象者、部署およびその関係者は、調査が円滑に実施できるよう積極的に協力し、知り得た事実について忠実に真実を述べるものとする。
- 3 調査委員会における調査は、事実に基づき、公平不偏にこれを実施しなければならない。

(調査対象者の不服申立)

第9条 倫理委員会は、前条第1項の中間報告および最終報告を受けたときは、その内容を、書面により、速やかに調査対象者に通知する。この場合において、調査委員会において少数意見があったときは、第1項の中間報告および最終報告において、その少数意見を付記するものとする。

- 2 調査対象者は、前項の規定により通知を受けた報告の内容に不服がある場合は、当該通知を受けた日から起算して10日以内に、書面により、倫理委員会に不服申立てを行うことが

できる。

(学長等への報告等)

第10条 倫理委員会は、第8条に定める調査の結果（前条の規定により再調査を実施した場合においても同じ。）を速やかに学長および調査対象者の所属部署の長に報告するものとする。

2 調査委員会は、倫理委員会が前項の報告をしたときに解散する。

3 倫理委員会は、第8条の調査の結果、研究者等に不正行為があったと認められる場合は、学長に対し第1項の報告をする際に、不正行為の原因となった制度等の問題点および再発防止のために教授会または部署において実施すべき必要な措置（以下「是正措置等」という。）についての意見を付記するものとする。この場合において、少数意見があったときは、これを合わせて付記するものとする。

4 学長は、前項の意見が付された報告を受けたときは、教授会において実施すべきとされた是正措置等について検討を開始し、および部署において実施すべきとされた是正措置等について、その実施を該当部署の長に勧告するものとする。

5 前項の規定による勧告を受けた部署の長は、その勧告に係る是正措置等の実施の状況について、学長に報告するものとする。

6 学長は、第1項の規定により研究者等に不正行為があった旨の報告を倫理委員会から受けた場合は、当該研究者等に対しての懲戒等の処分を理事長に上申することができる。

7 学長は、教授会において実施した是正措置等または第5項の規定により部署の長から報告を受けた是正措置等もしくは懲戒等の実施の状況について、倫理委員会に報告するものとする。

8 本学は、必要に応じて、調査の結果および前項の規定により学長が倫理委員会に報告した内容を関係行政機関に報告し、または公表するものとする。

(調査対象者への配慮)

第11条 倫理委員会、調査委員会、教授会または学長等は、この規程に基づく権限を行使するときは、調査対象者または調査に協力した者等の名誉およびプライバシー等を侵害することのないように配慮しなければならない。

2 調査において、調査対象者には、公正な聴聞、反論または弁明の機会が提供されるものとする。この場合において、調査対象者が弁護士等の同席を申し出た場合は、正当な理由がない限りこれを拒否することができない。

3 倫理委員会は、調査対象者に不正行為があったと認められなかった場合は、必要に応じて、調査対象者の名誉の回復に係る措置および調査対象者の不利益の発生の防止に係る措置を講ずるよう、学長に意見を具申するものとする。この場合において、意見具申を受けた学長は、

当該意見において講ずべきとされた措置を講ずるものとする。

- 4 倫理委員会は、倫理委員会または調査委員会に悪意をもって虚偽の情報を提供したと認められる者について、学長に意見を具申するものとする。この場合において、意見具申を受けた学長は、当該情報提供者に対しての懲戒等の処分を理事長に上申することができる。
- 5 学長は、前項の規定により実施した懲戒等の状況について、倫理委員会に報告するものとする。

(守秘義務)

- 第12条 調査に係る業務に従事する者（以下「調査業務従事者」という。）は、当該業務に関連して知り得た秘密を漏らしてはならず、調査業務従事者でなくなった後も、同様とする。
- 2 倫理委員会は、前項の規定に違反した調査業務従事者について、学長に意見を具申することができる。この場合において、意見具申を受けた学長は、当該調査業務従事者に対しての懲戒等の処分を理事長に上申することができる。
 - 3 学長は、前項の規定により実施した懲戒等の状況について、倫理委員会に報告するものとする。

(個人情報の保護)

- 第13条 調査業務従事者は、調査で得られた個人情報を、正当な理由なく他人に知らせ、または不当な目的に利用してはならず、調査業務従事者でなくなった後も同様とする。
- 2 調査業務従事者が前項の規定に違反した場合は、前条第2項および第3項の規定を準用する。

(その他)

- 第14条 この規程に定めるもののほか、規程の施行に必要な事項は、倫理委員会が別途定める。

(規程の改廃)

- 第15条 この規程の改廃は、教授会および常任理事会の議を経て、理事長が決定する。

附 則

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 1 この規程は、平成29年5月9日から施行し、平成29年4月1日から適用する。